○境町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例

平成 30 年３月 20 日
境町条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第９条第１項の規定に基づき、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第４条１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第３条　この条例を適用する区域（以下「工場立地特例対象区域」という。）の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

工場立地特例対象区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
染谷工業団地及び周辺地区（大字染谷、大歩、西泉田及び下小橋の各一部）	100 分の５以上	100 分の 10 以上
下小橋工業団地地区（大字西泉田、上小橋及び下小橋の各一部）		
境古河ＩＣ周辺地区（みらい平一丁目、みらい平二丁目）	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
猿山・蛇池地区（大字猿山、蛇池及び長井戸の各一部）		
猿山工業団地及び周辺地区（大字猿山及び長井戸の各一部）		

塚崎工業団地地区 （大字塚崎の一部）		

付　則

この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

付　則（令和３年５月 14 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和４年６月 16 日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和８年９月 15 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。